

がんの術後後遺症で障害年金が受給できる!?

障害年金は、身体の障害だけでなく、がんや糖尿病、うつ病などのメンタルヘルス疾患などでも「日常生活や仕事に大きな支障がある」と認められた場合などは支給の対象になります。

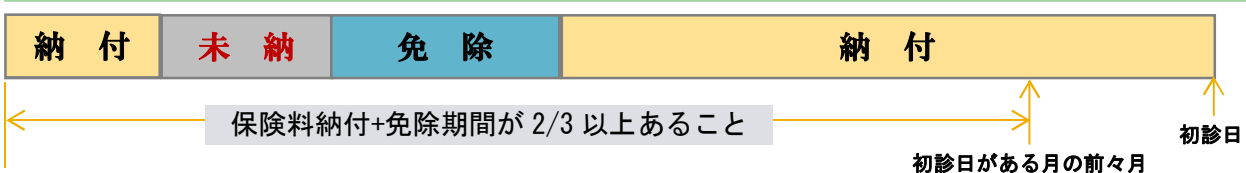
障害年金が支給されるための3つの条件

- 1 初めて病院で診察を受けた日（初診日）に公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金）に加入していること（20歳前傷病による場合は除く）

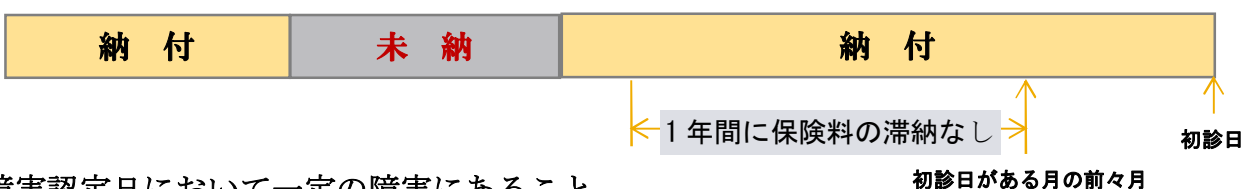
※初診日に加入していた年金制度によって障害年金の支給額が変わるので、いつが初診日と認定されるかがとても重要です。

- 2 保険料の納付要件を満たしていること

原則 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち2/3以上保険料が納付(免除・猶予期間含む)されていること。



特例 初診日に65歳未満で、初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。(平成28年3月31日までの特例)



- 3 障害認定日において一定の障害にあること

障害等級	1級	2級	3級	障害手当金
障害等級の目安	他の人から助けをもらわないと日常生活がほとんど出来ない状態	ひとりで日常生活を送ることがかなり困難で、働くことが出来ない状態	病気やケガが治っておらず、日常生活に支障はないが、働き方にかなり制限がある状態	初診日から5年以内に治ったが、3級より軽い障害が残っている状態(一時金)
国民年金	○	○	—	—
厚生年金	○	○	○	○

※等級は身体障害者手帳の等級とは異なります。

原則として、初診日から1年6ヶ月経過した日（その間に傷病が治った場合はその日）に、障害の状態にあるか、65歳になるまでの間に障害の状態になったときに支給されます。

がんの場合、例えば抗がん剤などの治療で起こる全身衰弱や手術の後遺症で麻痺が残ったなど明らかに労働に影響があると認められた場合に障害年金の対象になります。

保険料納付要件を満たさないために受給が出来なかったということのないよう、適正な社会保険加入をお願い致します。

《筆者：小池》

お知らせ

- ◆算定基礎届 4・5・6月に支払われる給与額で健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の見直し(算定基礎届)を行います。ご協力をお願い致します。
- ◆6月1日から、クールビズを実施致しております。お取引様のご理解をお願い致します。

自然との共生



南月山の山々



峰の茶屋からの那須連邦



峰桜の芽吹き

30度を超えた5月の真夏日、大好きな那須「茶臼岳」から「牛ヶ首」方面をゆっくりと歩いてきました。日陰にはまだ残雪がありましたが、峰桜も咲き始めていて、冬と春の山旅の気分を満喫して来ました。夏山シーズンの幕開けです。



茶臼岳山頂



わたしのひとこと

政府の目指している「働き方改革」については10項目にわたり審議が進んでいます。方向性はもうすでに出尽くしていると思います。

- ① 非正規雇用の処遇改善 ⇒ 契約社員、パート、アルバイト等の労働条件の改善
- ② 賃金の引上げと労働生産性の向上 ⇒ ベア・定期昇給の拡充
- ③ 長時間労働の是正 ⇒ 時間外・休日労働の削減
- ④ 柔軟な働き方への環境整備 ⇒ 子育て・介護と仕事との両立、障害者の就労支援等々。

また、「同一労働、同一賃金のガイドライン」も示される予定で、内容によっては労基法等に盛り込まれ、罰則付規定になる予定です。そして消費税が8%から10%へ引き上げです。

これらは、日本が抱えている大きな問題、超高齢化・少子化対策への対応策で、この大なるカーブのハンドル操作が今、私たち経営者に求められているのです。

滑落しない為の手法をこれから探って行きたいと考えています。 鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

